

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎県は、県税に係る賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

宮崎県は、県税の賦課徴収事務を行うために「税務電算トータルシステム」を使用している。

評価実施機関名

宮崎県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成31年1月7日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で主務省令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 課税管理業務 納税者からの申告及び届出等により課税情報の登録・管理等を行う。 収納管理業務 課税情報等による収納、還付、充当、納税証明書の発行等を行う。 滞納管理業務 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う。 納税者管理業務 納税者の宛名情報の管理を行う。 <p>※詳細は「(別添1)事務内容」を参照。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務電算トータルシステム																		
②システムの機能	<p>次のサブシステムにより構成している。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 個人県民税サブシステム</td> <td>10 ゴルフ場利用税サブシステム</td> </tr> <tr> <td>2 利子割県民税サブシステム</td> <td>11 鉱区税サブシステム</td> </tr> <tr> <td>3 証券二税サブシステム</td> <td>12 狩猟税サブシステム</td> </tr> <tr> <td>4 個人事業税サブシステム</td> <td>13 産業廃棄物税サブシステム</td> </tr> <tr> <td>5 法人二税サブシステム</td> <td>14 その他税サブシステム</td> </tr> <tr> <td>6 不動産取得税サブシステム</td> <td>15 納税者管理サブシステム</td> </tr> <tr> <td>7 自動車二税サブシステム</td> <td>16 収納滞納管理サブシステム</td> </tr> <tr> <td>8 軽油引取税サブシステム</td> <td>17 共通管理サブシステム</td> </tr> <tr> <td>9 県たばこ税サブシステム</td> <td></td> </tr> </table>	1 個人県民税サブシステム	10 ゴルフ場利用税サブシステム	2 利子割県民税サブシステム	11 鉱区税サブシステム	3 証券二税サブシステム	12 狩猟税サブシステム	4 個人事業税サブシステム	13 産業廃棄物税サブシステム	5 法人二税サブシステム	14 その他税サブシステム	6 不動産取得税サブシステム	15 納税者管理サブシステム	7 自動車二税サブシステム	16 収納滞納管理サブシステム	8 軽油引取税サブシステム	17 共通管理サブシステム	9 県たばこ税サブシステム	
1 個人県民税サブシステム	10 ゴルフ場利用税サブシステム																		
2 利子割県民税サブシステム	11 鉱区税サブシステム																		
3 証券二税サブシステム	12 狩猟税サブシステム																		
4 個人事業税サブシステム	13 産業廃棄物税サブシステム																		
5 法人二税サブシステム	14 その他税サブシステム																		
6 不動産取得税サブシステム	15 納税者管理サブシステム																		
7 自動車二税サブシステム	16 収納滞納管理サブシステム																		
8 軽油引取税サブシステム	17 共通管理サブシステム																		
9 県たばこ税サブシステム																			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>																		

システム2～5

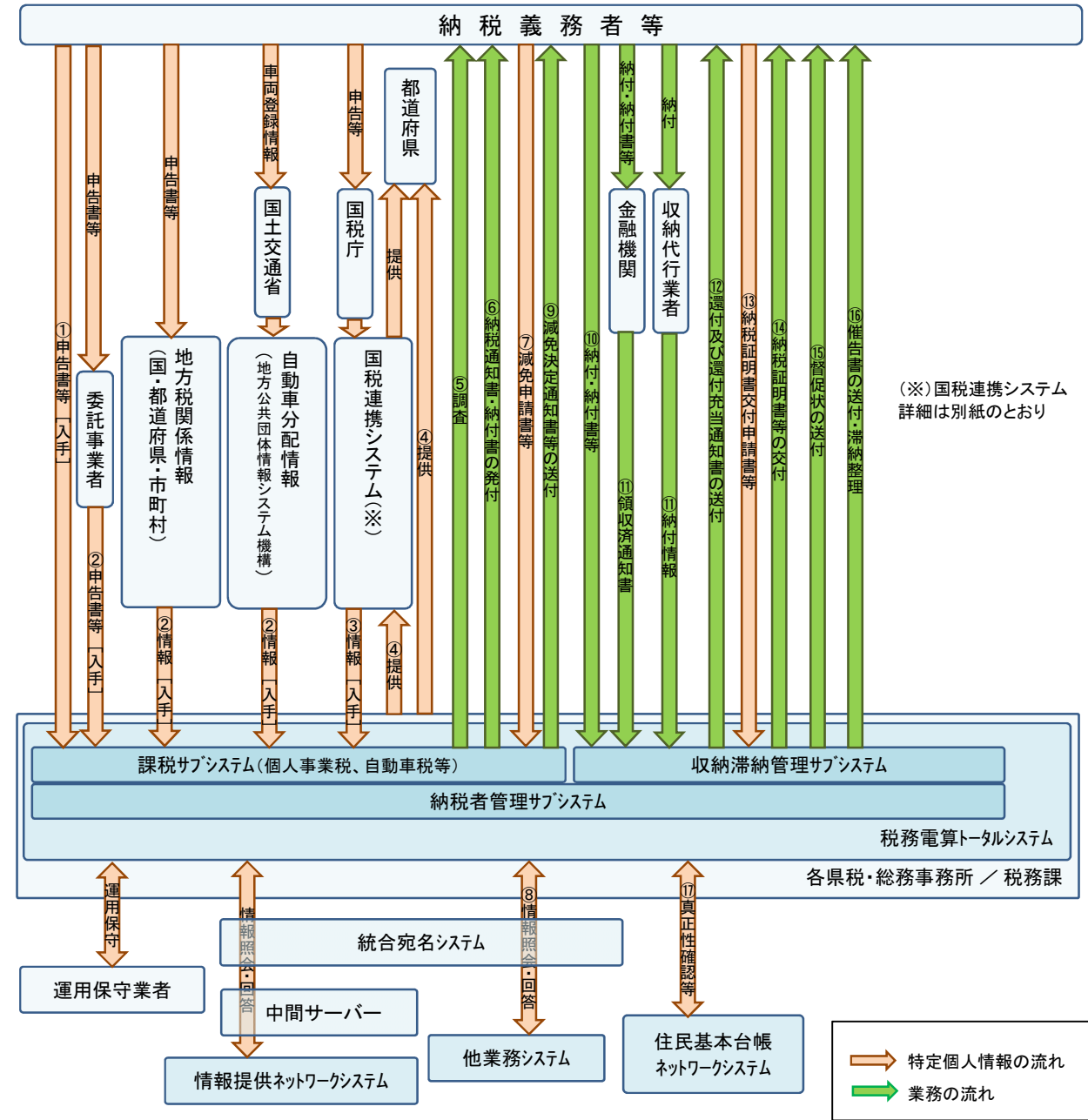
システム2

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 国税庁にe-TAX及び書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。 機能は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国税連携機能 国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 団体間回送機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを回送(送付)する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))</p>

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務担当者からの依頼に基づいて情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・ 業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行ったうえで中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・ 業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・ 業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行ったうえで中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・ 機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ・ 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・ 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報手教等記録を生成し、管理する。 ・ 特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・ 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を基に該当ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2 宮崎県その他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 宮崎県その他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の特定個人情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3 本人確認情報の表示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、特定個人情報をキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5 本人確認情報検索 都道府県サーバーの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示させる。 6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。 このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受付(收受)することとなり、受付(收受)した税務関係情報は、原本として保管することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の宛名情報を正確に把握することにより、県税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利用者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に生活保護受給証明書等の提示の必要がなくなり、利用者の利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付を省略することが可能となり、利用者の利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合は納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ① 納税者義務者等から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により、申告書等及び課税情報の確認を行う。
- ③ 国税連携システムより所得税確定申告書データを入力し、税務電算トータルシステムに登録する。
- ④ 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを回送(送付)する。
- ⑤ 必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ⑥ ①～③、⑤により課税した内容について、納税義務者等に納税通知書・納付書を送付する。
- ⑦ 納税義務者等から減免申請書等を受け付ける。
- ⑧ 減免等の条件に適合するするか調査、審査を行う。
- ⑨ ①～③、⑤～⑧により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑩ 納税義務者等が納付書により窓口納付に來られたら、内容を確認して受領する。
- ⑪ 納税義務者等が納付書により金融機関や収納代行業者に納付したデータが届くので、内容を確認する。
- ⑫ 納付額が課税額より多い場合は、超過額を還付のうえ、納税義務者に還付通知書を送付する。
- ⑬ 納税義務者等からの納税証明書交付申請書を受け付け、内容を確認する。
- ⑭ ⑬に係る納税証明書を納税義務者等に交付する。
- ⑮ 納税義務者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税義務者に督促状を送付する。
- ⑯ ⑮により督促した後、納税義務者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。
- ⑰ 必要に応じて納税義務者や申告書等の情報の確認を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者等(課税調査対象者含む)
その必要性	県税の賦課徴収事務を行うにあたり、納税義務者等の円滑な納税義務の履行並びに公平・公正な納税環境を確保することを目的として必要な範囲の特定個人情報保有を必要とする。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号及びその他識別番号：対象者を正確に特定するため 2 4情報及び連絡先：①賦課決定に際し、課税要件を確認するため ②納税通知書等の送付先を確認するため ③本人への連絡等のため 3 国税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4 地方税関係情報：①県税の賦課徴収のため ②地方税関係情報により税の軽減を行うため 5 障害者福祉関係情報：障害者関係情報により、減免の要件を確認するため 6 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関係情報により、減免の要件を確認するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	宮崎県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市町村課、情報政策課、福祉保健部） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（LGWAN経由のシステム（eLTAX））							
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税通知書等の送達処理時や宛先不明による返戻時の現住所確認を要するとき 3 番号法別表第二に基づく情報提供を受けることが可能な事務（減免等）について、本人等から申請が行われた都度 【国税庁、他の都道府県】 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンター（eLTAX）を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に記載されている。 【市町村】 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度							
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによるもの 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認のため 2 納税通知書等の送達や返戻による再送達のため 3 本人等からの申請に基づくもの 【国税庁、他の都道府県】 番号法第19条第8号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受けるもの 【市町村】 地方税法第73条の18第2号の規程により、不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される							
⑤本人への明示	地方税法その他地方税に関する法律及び宮崎県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。							
⑥使用目的 ※	県税の賦課徴収事務を行うにあたり、納税義務者等の円滑な納税義務の履行並びに公平・公正な納税環境を確保するため。 変更の妥当性 ー							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 宮崎県総務部税務課、宮崎県税・総務事務所、日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所、小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所、日向県税・総務事務所、延岡県税・総務事務所							
	使用者数 [100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※	1 課税に関する事務 申告書等により入手した情報をもとに、課税標準額等の決定や減免承認等の課税関連業務を行う。 2 収納に関する事務 収納及び課税等の情報をもとに、収納、還付、充当、納税証明書発行等の収納管理業務を行う。 3 滞納に関する事務 滞納者情報等をもとに、督促、催告、滞納整理等の滞納管理業務を行う。 4 宛名管理に関する事務 納税義務者等の宛名情報の管理業務を行う。							
	情報の突合 ※ 1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては、統合宛名システムと突合し、真正性を確認する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は、税務電算トータルシステムのデータベースで保有する個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。 3 住民基本台帳ネットワークシステムへ照会を行う場合は、個人番号及び4情報により突合し、対象の個人を特定する。							
	情報の統計分析 ※ 県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しようとする情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与える決定 ※ 県税の賦課（地方税関係情報） 県税の減免（障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報）							
⑨使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	税務電算トータルシステムの保守・運用業務委託	
①委託内容	税務電算トータルシステムの運用、保守及び機能強化に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者等(特別徴収義務者及び課税調査対象者含む)	
その妥当性	税務電算トータルシステムの安定的な運用及び維持を図るため、相当の知識及び技術を持つ者に保守・運用業務を委託しており、当該業務を行うために特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	株式会社南日本情報処理センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	自動車税・自動車取得税データエントリー業務委託	
①委託内容	自動車税及び自動車取得税の申告書に書かれたデータを税務電算トータルシステム用の電子データ化する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	自動車税及び自動車取得税の納税義務者等(課税調査対象者含む)	
その妥当性	自動車税及び自動車取得税の申告書データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税及び自動車取得税の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求	

⑥委託先名		株式会社ソフトテックス
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		宮崎県税・総務事務所税務電算トータルシステムデータ入力等業務委託
①委託内容		宮崎県税・総務事務所に設置している税務電算トータルシステムへの収納・課税・納税者等データの入力、申告書等の整理やチェックリスト照合の補助等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input checked="" type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	宮崎県税・総務事務所管内の収納・課税に係る納税義務者等(課税調査対象者含む)
	その妥当性	宮崎県税・総務事務所における調定・収納データが大量であることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税及び自動車取得税の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		宮崎県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		株式会社スーブル宮崎支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		自動車税・自動車取得税申告書に係る業務委託
①委託内容		自動車税・自動車取得税申告書の受付、記入事項確認、納税証明書発行補助等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input checked="" type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税及び自動車取得税の納税義務者等(課税調査対象者含む)
	その妥当性	自動車税及び自動車取得税の申告が多くあることから、職員による対応が困難なために業務の委託を行っており、当該業務を行うに当たり自動車税及び自動車取得税の納税義務者及び課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	宮崎県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名	一般社団法人宮崎県自主納税推進協会の
再委託	⑦再委託の有無 ※ [] 再委託しない [] <input checked="" type="radio"/> 再委託する <small><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[] 1万人未満 [] <input checked="" type="radio"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県で賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 寄附金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[] 1万人未満 [] <input checked="" type="radio"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 1月

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><税務電算トータルシステム及び国税連携システムにおける措置></p> <p>1 すべての特定個人情報ファイル(電子ファイル)については、セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)している部屋に設置したサーバに保管する。</p> <p>2 申告書等の帳票類(紙媒体)については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。</p>
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
その妥当性	<p>地方税法第17条の5で定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。ただし、未納の納税義務者等に係る情報については、当該期間に限らず保管する。</p>
③消去方法	<p><税務電算トータルシステムにおける措置></p> <p>1 不要となった特定個人情報ファイル(電子ファイル)内のデータについては、税務電算トータルシステムにおいて消去する。</p> <p>2 申告書等の帳票類(紙媒体)については、保管部署の職員によりシュレッダー等での裁断処理による廃棄や外部業者による焼却処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
税務電算トータルシステムデータベースファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が提出する書面等は地方税法等に基づき手続きに必要な事項を記入する様式となっており、地方税の賦課徴収に必要な情報しか入手することができない。 ・ 本人が書面等を提出する際に本人以外の情報を記載することがないよう確認を行う。 ・ 他の機関や庁内他部署から入手する情報は、地方税法等の規定に基づいて適正に課税するために必要とされ、法令で定める場合以外には提供は行われない。 ・ 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンターを通じて接続されている機関が限定されており、提供される情報も個人事業税の賦課業務に必要な情報のみが入手できるようなシステムが制御されており、対象者以外の情報を入手することはできない。 						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者等が地方税法等の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不要な情報の入手を防止する。 ・ 他の機関や庁内他部署から入手する情報は、地方税法等の規定に基づいて適正に課税するために必要とされ、法定等で定める場合以外には提供されない。 ・ 国税連携システム(eLTAX)は、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式(申告書、申請書、届出書等)を定め、その利用目的等を明確にし、納税義務者等には必要な情報のみを記入させるようにする。 ・ 他の機関や庁内他部署から入手する情報は、地方税法等の規定に基づいて適正に課税するために必要とされ、法定等で定める場合以外には提供されない。 ・ 国税連携システム(eLTAX)での情報の入手は、地方税ポータルセンターからのみの受信であり、それ以外の方法での入手はできない。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示等、番号法令に定められた方法により本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示等、番号法令に定められた方法により個人番号の真正性確認を行う。 以前に取得した個人番号や基本4情報と差異がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号の真正性確認を行う。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手の各段階で本人確認を行う。 必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行う。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体で入手した場合は、決められた場所において、施錠可能な保管庫や保管室にて保管する。 ・ 電子データを電子記録媒体で入手する場合は、当該媒体にパスワードを設定するとともに、税務システムデータベースファイルに取り込んだ後は、電子媒体内の情報を削除する。 ・ 回線等を使用して情報を入手する場合は、専用回線を介し、ユーザIDによる識別とパスワード等による認証を行った上で入手できるようにする。 ・ パスワードは、10文字以上で推測されにくいものを設定する。 ・ パスワードは、記録媒体とは別に通知を受ける方法で入手する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、特定個人情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務電算トータルシステムから中間サーバー及び団体内統合宛名システムへの特定個人情報の連携は、情報照会となる情報のみに制限する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用者は限定されており、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限し、個人ごとに決まっている利用者IDと各自で設定したパスワードにより認証を行う。 パスワードには有効期限を定め、特定の期間内にパスワードを変更していない者はシステムの利用はできないようにしている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 利用者IDの登録・削除 人事異動等によりシステム利用者の状況に変更があった場合は、随時、ユーザーIDの登録及び削除を行い、常に利用権限を有する利用者のみが登録されている状態にしている。 2 パスワードの有効期限設定 パスワードに有効期限を定め、特定の期間内にパスワードを変更していない者はシステムの利用はできないようにしている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	本庁(税務課)にて税務電算トータルシステムを管理している部署で一括して利用者管理を行っている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	個人番号を含んだデータの閲覧等があった場合は、アクセスログを取得し管理する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	税務電算トータルシステムにおいては、利用者を登録する時点で業務で必要なものしか処理ができないようにしている。 業務外目的の利用については、税務行政における個人情報等の適正管理に係る指針を定めるとともに、毎年実施している税務電算トータルシステム担当者研修等により指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	データベースへのアクセスは、限定された者のみとしている。 個人番号については、暗号化及び複合化し、データベースへの直接のアクセス時には複製できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書類において、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ関連業務特記事項を明記している。 この中で、秘密の保持、個人情報の保護、適正管理、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の変換、従業者への周知、実地調査等を定める。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	委託契約書類において、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ関連業務特記事項を明記している。 システム運用保守に係る業務委託契約については、契約関係書類として保守体制表を添付し、要員を限定している。 システム改修に係る業務委託については、特定の作業者のみの作業とし、作業室への入室も管理している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	個人番号を含んだデータの閲覧等があった場合は、アクセスログを取得し管理する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、あらかじめ宮崎県の書面による承認を得たとき以外は、第三者に再委託してはならないことを業務委託契約書類に明記する。 委託業務上知り得た個人情報等の秘密を他人には漏らしてはならないことを業務委託契約書類に明記する。 また、契約終了時及び必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報を提供する場合には、日付、件数等を記録した記録簿を作成し、保存する。 契約終了時及び必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、委託業務を処理するために宮崎県から提供を受け、又は委託先自らが収集し、もしくは作成した個人情報を電磁的に記録した機器は、業務委託契約が終了後、確実に消去することを業務委託契約書類に明記する。 契約終了時及び必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・適正管理 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・資料等の変換 ・従業者への周知・・・委託業務従事者への個人情報保護に関する必要な事項の周知 ・実地調査等 ・事故報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託先は、あらかじめ宮崎県の書面による承認を得たとき以外は、第三者に再委託してはならないことを業務委託契約書類に明記する。 契約終了時及び必要があると認めるときは、委託先が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。 ・団体間回送の記録は、2年間、国税連携システムの受信サーバーに保管する。 ・国税連携システムの受信サーバーに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンター（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンター（eLTAX）と送信元及び送信先地方団体の間は閉鎖網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>国税連携システムの団体間回送において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で決められた情報のみを提供するようシステムで制御されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税の賦課徴収に関する事務における措置> 特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたもののみとする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の外に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携には高度なセキュリティを維持したネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税の賦課徴収事務における措置> 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突号を行い、正確性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携には高度なセキュリティを維持したネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークシステム(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい、紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務電算トータルシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンター内に設置し、監視カメラ監視、有人監視、施錠管理及び入退室者管理を行っている。 ・停電等によりデータ消去等が発生しないよう非常時電源が確保され、また、遠隔地でのバックアップ処理が行っている。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーはデータセンター内に設置し、監視カメラ監視、有人監視、施錠管理及び入退室者管理を行っている。 ・停電等によりデータ消去等が発生しないよう非常時電源が確保され、また、外付けハードディスクによりバックアップ処理を行っている。 ・国税連携システムの受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 ・申告書等の帳票類(紙媒体)については、宮崎県文書取扱規程に従い、施錠管理を行っている部屋のあらかじめ定められた保管場所にて文書ごとに保管している。 <p><中間サーバー・プラットホームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットホームはデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理を行うこととしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・委託先から返却のあった媒体に対する措置> ・返却があった時から、執務室内にある施錠可能なキャビネットまたは金庫に3年間保管し、廃棄時は物理的破壊を行い、情報が復元できないよう処理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務電算トータルシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーへの外部からのアクセスについては、ファイアウォール等により遮断され、接続できない仕組みを構築している。 ・サーバー及びクライアントパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。また、定期的にウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、更新を行う。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーへの外部からのアクセスについては、ファイアウォール等により遮断され、接続できない仕組みを構築している。 ・サーバー及びクライアントパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。また、定期的にウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、更新を行う。 <p><中間サーバー・プラットホームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットホームUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・中間サーバー・プラットホームウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の特定個人情報と分けて管理せず、「Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存する個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	随時、必要に応じて本人確認を行うなどし、最新のものに更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保存期間が過ぎた特定個人情報を、システムで確認の上で消去する。 紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が経過したものはシュレッダーによる裁断、焼却又は溶解処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
パソコン、記憶媒体(委託先から返却のあったもの含む)は、ソフトを利用したデータ消去、又は物理的破壊を行い、情報が復元できないように処理を行う。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><税務電算トータルシステムにおける措置> 現在行っている点検表に「評価書の記載内容どおりの運用ができているか」のチェック項目を追加し、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を毎年度実施している。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><税務電算トータルシステムにおける措置> 宮崎県情報セキュリティポリシーに基づき、総合政策部情報政策課による内部監査、外部監査を随時実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><税務電算トータルシステムにおける措置> ・各県税・総務事務所の税務電算トータルシステム担当者に対して研修を実施(年1回) 研修受講者を管理し、受講できなかった者に対しては、別途研修を行う。 研修では、実際の業務処理を想定した実践形式の演習を取り入れる。 ・各県税・総務事務所の税務初任者対象の研修の際に、システムに関する事項を説明(年1回) ・各県税・総務事務所を訪問し、適正な運用等が行われているか調査を実施(年1回) ・適切に対応できなかった職員に対しては、個別に追加研修を行うとともに、所属長に対して指導徹底を図る。 ・外部委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記した契約を締結する。 契約違反した場合は、委託先に対して報告を求め、調査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシ高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県総務部税務課 税務電算担当 0985-26-7019
②請求方法	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年規則第2号)に基づく指定様式の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県総務部税務課 税務電算担当 0985-26-7019
②対応方法	問合せの内容について、受付表を作成し、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月24日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「宮崎県パブリック・コメント手続(県民意見募集手続)実施要項」に基づき、意見を募集する。意見募集の実施に関しては、県のホームページに意見募集を周知し、ホームページ、担当部署及び情報センターにおいて、全項目評価が閲覧できるようにする。また、意見は、郵送、FAX、電子メールで受け付ける。
②実施日・期間	平成27年5月25日～平成27年6月24日(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	(1回目)平成27年7月3日 (2回目)平成29年12月20日 (3回目)平成30年12月18日
②方法	(1回目)宮崎県個人情報保護審議会による点検 (2回目)宮崎県個人情報保護審議会による点検 (3回目)宮崎県個人情報保護審議会による点検
③結果	<p>(1回目)</p> <p>宮崎県個人情報保護審議会から以下のとおり意見を受けた。</p> <p>1 県税の賦課徴収事務 全項目評価書(案)について 当該評価書(案)は、特定個人情報評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める適合性及び妥当性等に照らし妥当なものと認められる。</p> <p>2 付言 当該評価書(案)に記載された特定個人情報の漏えいその他の事態に対するリスク対策を確実に実行するとともに、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。</p> <p>(2回目)</p> <p>宮崎県個人情報保護審議会から以下のとおり意見を受けた。</p> <p>1 県税の賦課徴収事務 全項目評価書(案)について 当該評価書(案)は、特定個人情報評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める適合性及び妥当性に照らし、適当なものと認められる。</p> <p>2 付言 当該評価書(案)に記載された特定個人情報の漏えいその他の事態に対するリスク対策を確実に実行するとともに、当該事務に従事する職員に対する指導・監督を徹底すること。</p> <p>(3回目)</p> <p>宮崎県個人情報保護審議会から以下のとおり意見を受けた。</p> <p>1 県税の賦課徴収事務 全項目評価書(案)について 当該評価書(案)は、特定個人情報評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める適合性及び妥当性に照らし、適当なものと認められる。</p> <p>2 付言 当該評価書(案)に記載された特定個人情報の漏えいその他の事態に対するリスク対策を確実に実行するとともに、当該事務に従事する職員に対する指導・監督を徹底すること。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	②システムの機能 2 団体間回送機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。	②システムの機能 2 団体間回送機能 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データを回送(送付)する。	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始前
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	※国税連携システム関連図 別紙なし	※国税連携システム関連図 別紙のとおり	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始前
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	記載なし	提供先2 他自治体の長(都道府県及び市区町村) ①法令上の根拠 地方税法附則第7条第5項及び第12項 ②提供先における用途 寄附金税額控除に係る申告特例通知書・個人住民税の賦課決定に利用するため ③提供する情報 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 寄附金額及び住所、氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の数 [1万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者 ⑥提供方法 その他(LGWAN) ⑦時期・頻度 寄附金税額控除に係る申告特例通知書: 1月	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始前
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所 < 税務電算トータルシステムにおける措置 > 1 すべての特定個人情報ファイル(電子ファイル)については、セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)している部屋に設置したサーバに保管する。	①保管場所 < 税務電算トータルシステム及び国税連携システムにおける措置 > 1 すべての特定個人情報ファイル(電子ファイル)については、セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)している部屋に設置したサーバに保管する。	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始前
	III 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 国税連携システムにより、2年間、団体間回送の記録を受信サーバに保管する。 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法 国税連携システムの団体間回送については、番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の提供を国税連携システムの団体間回送機能を使用し、定められたマニュアルのとおり個人情報の提供を行う。 リスクに対する措置の内容 国税連携システムの団体間回送において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、LGWANを用い、暗号化した上で決められた情報のみを提供するようシステムで制御されている。	特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 ・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。 ・団体間回送の記録は、2年間、国税連携システムの受信サーバに保管する。 ・国税連携システムの受信サーバに提供データをアップロードした後は、処理した元となるデータは即時消去し、端末及び記録媒体に保存しない。 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法 ・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンター(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 リスクに対する措置の内容 ・国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉鎖網であるLGWANを用いており、データ	事前	「寄附金税額控除に係る申告特例通知」電子化の開始前

